

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業（一時金）

一時金活用時のQ&A <店舗への給付>

	設 問	考 え 方
1	一時金を給付することができるのは、どのような会員ですか？	<p>商店街の判断で、給付する店舗を決定することができます。そのため、一時金交付額の算出根拠とはならなかった会員（準会員・賛助会員等）にも給付することはできません。</p> <p>ただし、一時金給付の目的は、商店街の「店舗」や「イベント等」における新型コロナウイルス感染症への対応であるため、店舗を持たない大家・居住者が会員である場合等は、給付できません。</p>
2	交付申請後に店舗の名称が変更したり、賛助会員にも給付する等の理由で、交付申請時に提出した「加盟店舗名簿」に記載していない店舗に給付するにあたって、必要な手続きはありますか？	<p>加盟店舗への給付を行う前に、横浜市に報告する必要はありませんが、商店会の会員店舗に給付されていることを確認するため、実績報告時に、領収書・一覧確認表と併せて、給付店舗が全て載っている名簿を添付してください。</p> <p>※交付申請時に全会員の名簿を提出している場合は、実績報告時の提出は不要です。</p>
3	交付申請後に閉店した店舗があり、給付する予定だった一時金が1店舗分余ることになりました。市に返還する必要がありますか？	<p>交付申請時の加盟店舗数は交付額の算出根拠であり、申請後に店舗数が減った場合でも交付決定額は変更にならないので、返還の必要はありません。</p> <p>給付する予定だった1店舗分については、交付申請時「一時金活用計画書(第1号様式の2)」に記載した他の事業にご活用ください。</p> <p>※交付申請時に店舗給付のみを選択していた場合は、当初の予定とは異なる金額を給付していただく対応で構いません。</p>
4	給付した一時金は、店舗で自由に活用できますか？	<p>一時金は、商店街が新型コロナウイルス感染症に対応するためのものですので、店舗に給付する場合においても、新型コロナウイルス感染症対策に活用するようお願いします。</p> <p>商店街は、一時金を給付する店舗に対して、そのことを明示・指導してください。</p> <p><明示・指導の内容（給付した一時金の使用用途）></p> <p>①衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金</p> <p>②新型コロナウイルス感染症収束後のイベント等の来街誘客の事業資金</p> <p><明示・指導の方法></p> <p>①店舗への配付文書（会報など）に記載</p> <p>②領収書類（一覧確認表）などに記載 等</p>

5	<p>一時金給付の証明となる領収書や一覧確認表には、どのようなことを記載すればいいですか？</p>	<p>領収書は、宛先を商店会名（※）とし、受領店舗の店舗名、代表者（店長）名、給付額、受領日を記載し「受領印」を押印してください。</p> <p>一覧確認表の形式は、横浜市 HP からファイルをダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。 （「横浜市 商店街 一時金」で検索してください）</p> <p>※申請書に記載されている商店会の正式名称</p>
6	<p>一覧確認表を作成するにあたり、受領者の押印は会社の代表印である必要がありますか？</p>	<p>一覧確認表の押印は、代表者の認印や、フルネームの署名でも問題ありません。</p> <p>※署名は、鉛筆や消せるボールペンなどの筆記用具は使用しないでください。</p>
7	<p>病気等やむを得ない理由により、代表者の押印や署名が得られない場合、代理人による受け取りができますか？</p>	<p>受け取りの際は、代表者ご本人の押印又は署名をいただくことが原則です。</p> <p>申請時に提出いただいた名簿から代表者が変更されている場合は、実績報告時に最新の会員名簿を添付いただく等、店舗代表者に給付したことが分かるようにしてください。</p>
8	<p>給付先店舗数が多い等の理由で、領収書や一覧確認表の作成が難しい場合、給付先店舗への振込を証明する書類で代用できますか？</p>	<p>インターネットバンキングの画面の写し等、振込元（商店会名）・振込先の店舗名（名簿に記載された名称）・給付額・振込日が記載された書類でも代用可能です。</p> <p>※上記のような方法を検討されている場合は、事前にご相談ください。</p>

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業（一時金）

一時金活用時の Q&A <事業の実施>

No	設 問	考 え 方
1	交付申請時に選択していない事業に活用できますか？	交付申請時に選択していない用途には、一時金を活用できません。 なお、新型コロナウイルスの収束状況等によって、予定していた事業の実施時期や規模（予算額）を変更することは構いません。 ただし、実施時期については、令和2年度中である必要があります。
2	会員店舗に発注し支払った経費は、一時金の対象となりますか？	衛生用品の購入やイベントチラシ作成・印刷の依頼など、会員店舗に発注し支払った経費も一時金の対象になります。 ただし、商店会長（＝申請者）の店舗に支払った経費は対象外です。
3	一時金を活用する際の留意点はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書に、商店会名宛の領収書（レシート不可）を添付する必要があります。（詳しくは「No.8」を参照） 他（県・市等）の補助制度に申請している場合、その補助対象経費には一時金を活用できません
4	一時金を衛生用品の購入に活用する場合に、注意しなければならないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 衛生用品と認められるのは、以下の経費です。 マスク、フェイスマスク、消毒液、アクリル板、検温器、濃度 60%以上の高濃度エタノール（アルコール）、消毒液貯蓄・配布用のポリタンク 等 ※ふきん等、新型コロナウイルス感染症対策の用途に特化しないものは対象外です。
5	一時金を商品券事業に活用する場合に、注意しなければならないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費は、商品券作成費・商品券プレミアム分経費・広報宣伝費・委託費等です。 「商品券プレミアム分経費」とは、商店街利用者に対して、券面額以上の金額で利用できる商品券を販売した際の差額経費を指します。 ※割引券・クーポン券の割引分には、一時金を充当できません。
6	一時金を施設整備に活用する場合に、注意しなければならないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 1件あたりの工事発注金額が100万円以上になる場合、2者以上の市内事業者から見積書の徴収を行い、発注する事業者を決定してください。
7	一時金をイベント・販促セール等に利用する場合に、注意しなければならないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 対象費は、広報費・委託費・会場借上費・レンタル費・景品費・備品費・人件費・損害保険料等です。 ※交際費、慶弔費、懇親会費、事業と直接関係しない視察・研修費・食糧費等には活用できません。

8	<p>実績報告時にはどのような書類を添付する必要がありますか？</p>	<p>実施する事業によって、実績報告時の添付書類が異なります。 (詳しくは、交付決定通知書に同封した「活用方法の注意事項」をご確認ください。)</p> <p>① 「衛生用品の購入」「テイクアウト・デリバリー事業」「イベント販促セール」を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支払時の領収書の写し(レシートは不可) ・事業のチラシや実施の様子を写した写真等(「衛生用品の購入」の場合は不要) <p>② 「施設整備」を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・委託事業者に発注した契約書の写し ・支払時の領収書の写し <p>③ 「商品券事業」を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の詳細が記載された事業計画書 ・事業に係る経費支払時の領収書の写し(印刷費・委託費など) ・商品券の販売部数・金額と換金部数・金額が記載されている事業収支報告書(商品券のプレミアム分の金額を報告するための書類です。) <p>※ 領収書の宛先は、「商店会名」である必要があります。</p>
9	<p>令和2年度末(令和3年3月末)にかけて事業を行います。各書類の提出期限はいつですか？</p>	<p>事業実施後の実績報告書や添付いただく領収書類は、令和3年3月31日までにご提出いただく必要があります。従って、書類の作成や経費の支払いなどは、余裕をもって行ってください。</p>
10	<p>複数事業を行う場合、実績報告書はどのタイミングで提出すればいいですか？</p>	<p>実績報告書は、全ての事業が終了してから1ヶ月以内にご提出ください。(最終提出期限は令和3年3月31日です)</p> <p>ただし、店舗給付と事業活用を両方行う場合など、実績報告時の添付書類が多くなる場合は、先に終了した事業の添付書類をお送りいただければ、事前に確認をします。</p> <p>また、イベントを行う場合などは、商業振興課の広報等に掲載させていただく場合がありますので、事前にご教示いただくと助かります。</p>
11	<p>一時金を来年度の事業に活用することはできますか？</p>	<p>一時金は今年度中に活用いただく必要があります。申請時に予定していた事業がやむを得ない理由で今年度中に実施できない場合、ご相談ください。</p>